

## 第9回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	5	7	11	23

#### (2) 議案の名称

##### <予算>

- 議案第140号 平成26年度尼崎市一般会計補正予算（第6号）
- 議案第141号 平成26年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第1号）
- 議案第142号 平成26年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算（第1号）
- 議案第143号 平成26年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）
- 議案第144号 平成26年度尼崎市特別会計競艇場事業費補正予算（第2号）

##### <条例>

- 議案第145号 尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第146号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第147号 尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第148号 尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例を廃止する条例について
- 議案第149号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第150号 尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議案第151号 尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例及び尼崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

##### <その他>

- 議案第152号 工事請負契約について（立花西小学校給食室棟改築等工事）
- 議案第153号 指定管理者の指定について（尼崎市立青少年いこいの家）

議案第154号	指定管理者の指定について（尼崎市立女性・勤労婦人センター）
議案第155号	指定管理者の指定について（尼崎市立園田東会館）
議案第156号	指定管理者の指定について（尼崎市立総合センター）
議案第157号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
議案第158号	市道路線の認定について
議案第159号	指定管理者の指定について（阪神尼崎駅前駐車場）
議案第160号	和解及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について
議案第161号	指定管理者の指定について（尼崎市立自転車等駐車場）
議案第162号	阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び同企業団規約の一部変更に関する協議について

## 2 追加提出予定案件

### <人事>

- ・ 尼崎市副市長の選任
- ・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第9回尼崎市議会定例会

# 議案説明資料



&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第140号	所 管	各事業所管課
件 名	平成26年度尼崎市一般会計補正予算 (第6号)				
<b>内 容</b>					
1	補正予算の規模				
	(単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	200,342,120	1,065,351	201,407,471		
2	歳入歳出補正予算額				
	(単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	地方交付税	665,379	議会費	△433	
	県支出金	1,983	総務費	25,522	
	繰入金	348,169	民生費	65,792	
	繰越金	34,229	衛生費	70,983	
	諸収入	15,591	労働費	3,082	
			農林水産業費	△557	
			商工費	19,268	
			土木費	55,824	
			消防費	41,166	
			教育費	△15,296	
			諸支出金	800,000	
	合 計	1,065,351	合 計	1,065,351	
3	債務負担行為				
	追加				
	(単位：千円)				
	事 項	期 間	限度額		
	尼崎東高等学校跡地活用事業	平成27年度	198,000		
	給食調理業務委託事業	平成27年度	172,943		

#### 4 補正予算の内容

国の経済対策により兵庫県において設置されている「緊急雇用就業機会創出基金」を活用した人づくり雇用拡大事業の実施のほか、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う地域型保育事業従事者研修事業の実施、公共用地の確保のための土地取得、給与改定等に伴う職員給与費の予算措置等を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。

## 費目別事業概要

<b>議会費</b>	<b>△433 千円</b>
職員給与費等	△433 千円
現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。	
<b>総務費</b>	<b>25,522 千円</b>
職員給与費等	△131,106 千円
現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。	
訴訟賠償等事務経費	15,591 千円
人身事故に係る被害者への損害賠償金の支払を行う。	
自動車管理事業費	8,237 千円
次世代自動車普及促進のため、燃料電池自動車を購入する。	
尼崎東高等学校跡地活用事業費	132,800 千円
尼崎東高等学校跡地の活用に向け、既存校舎等の解体撤去を行う。	
<b>民生費</b>	<b>65,792 千円</b>
職員給与費等	61,630 千円
現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。	
介護保険事業費会計繰出金	△4,066 千円
介護保険事業費会計における人件費の減額に伴い、同会計への繰出金を減額する。	
国民健康保険事業費会計繰出金	7,798 千円
国民健康保険事業費会計における人件費の増額に伴い、同会計への繰出金を増額する。	
地域型保育事業従事者研修事業費	430 千円
子ども・子育て支援新制度に伴い実施する地域型保育事業について、事業従事者のための必須研修を行う。	

<b>衛生費</b>	<b>70,983 千円</b>
職員給与費等	70,983 千円
現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。	
<b>労働費</b>	<b>3,082 千円</b>
職員給与費等	1,099 千円
現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。	
人づくり雇用拡大事業費	1,983 千円
県の緊急雇用就業機会創出基金を活用し、シルバー人材センターによる高年齢者の就業機会の確保と、民間事業者等による女性・若年者・障害者等の就職支援及び市内企業の人材確保支援を行う。	
<b>農林水産業費</b>	<b>△557 千円</b>
職員給与費等	△557 千円
現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。	
<b>商工費</b>	<b>19,268 千円</b>
職員給与費等	18,994 千円
現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。	
地方卸売市場事業費会計繰出金	274 千円
地方卸売市場事業費会計における人件費の増額に伴い、同会計への繰出金を増額する。	
<b>土木費</b>	<b>55,824 千円</b>
職員給与費等	55,824 千円
現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。	



<b>消防費</b>	<b>41,166 千円</b>
職員給与費等	41,166 千円
現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。	
<b>教育費</b>	<b>△15,296 千円</b>
職員給与費等	△15,296 千円
現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。	
<b>諸支出金</b>	<b>800,000 千円</b>
土地取得事業費	800,000 千円
公共用地の確保のため、廃校となる聖トマス大学の敷地の一部を取得する。	



&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第141号	所 管	国保年金管理担当
件 名	平成26年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第1号)				
内 容					
1 補正予算の規模					
(単位：千円)					
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	54,566,098	7,798	54,573,896		
2 歳入歳出補正予算額					
(単位：千円)					
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰入金	7,798	総務費	7,798	
	合 計	7,798	合 計	7,798	
3 補正予算の内容					
(1) 総務費					
	・ 職員給与費等		7,798千円		
	現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。				



&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第142号	所 管	地方卸売市場
件 名	平成26年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費補正予算(第1号)				
内 容					
1	補正予算の規模 (単位:千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	465,997	714	466,711		
2	歳入歳出補正予算額 (単位:千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰入金	274	地方市場費	714	
	繰越金	440			
	合 計	714	合 計	714	
3	補正予算の内容				
	(1) 地方市場費				
	・ 職員給与費等				714千円
	現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。				



&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第143号	所 管	介護保険事業担当
件 名	平成26年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算 (第2号)				
内 容					
1	補正予算の規模				
	(単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	36,422,508	△4,066	36,418,442		
2	歳入歳出補正予算額				
	(単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰入金	△4,066	総務費	△4,066	
	合 計	△4,066	合 計	△4,066	
3	補正予算の内容				
	(1) 総務費				
	・ 職員給与費等		△4,066千円		
	現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。				





&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第144号	所 管	公営事業所経営企画課
件 名	平成26年度尼崎市特別会計競艇場事業費補正予算 (第2号)				
<b>内 容</b>					
1	補正予算の規模				
	(単位：千円)				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	80,882,396	787	80,883,183		
2	歳入歳出補正予算額				
	(単位：千円)				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰越金	787	競艇場費	787	
	合 計	787	合 計	787	
3	補正予算の内容				
	(1) 競艇場費				
	・ 職員給与費等	787千円			
	現員現給による調整及び給与改定に伴う予算措置を行う。				



&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第145号	所 管	消防局企画管理課
件 名	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	<p>改正理由</p> <p>次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）が制定され、児童扶養手当法の一部が改正された。</p> <p>この改正により、本条例の引用条項にずれが生じることから、規定の整備を行う。</p>				
2	<p>改正内容</p> <p>児童扶養手当との受給調整について規定している付則第36項第1号及び第2号を次のように改める。</p> <p>(1) 第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改める。</p> <p>(2) 第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				

尼崎市消防団員等公務災害補償条例

改正後	現 行
<p>付 則</p> <p>1～35 略</p> <p>36 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による<u>児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当若しくは障害児福祉手当又は国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給される福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を次に掲げる場合の区分に応じ当該号に定める給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した額を、当該各月分の額として支給するものとする。</u></p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が消防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号に規定する公的年金給付又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に規定する給付</u></p> <p>(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第13条の2第1項第4号又は第2項第2号に規定する遺族補償等</u></p> <p>37 略</p>	<p>付 則</p> <p>1～35 略</p> <p>36 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の規定による<u>児童扶養手当又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）の規定による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給される福祉手当が支給されている場合において、これらの手当の支給を受ける者又はこれらの手当の支給の対象となる児童（これらの手当の支給を受ける者を除く。）に係る年金たる損害補償を、次に掲げる場合の区分に応じ、当該号に掲げる給付とみなしたならば、これらの手当の全部又は一部が支給されないこととなるときは、当分の間、この条例の規定による年金たる損害補償の各月分の額から総務省令の定めるところにより規則で定める場合の区分に応じ総務省令の定めるところにより規則で定める額を控除した残額を当該各月分の額として支給するものとする。</u></p> <p>(1) 当該年金たる損害補償が消防団員に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号に定める給付</u> 又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第3項第2号若しくは第17条第1号（国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む。）に定める <u>給付</u></p> <p>(2) 当該年金たる損害補償が消防作業従事者等に係るものである場合 <u>児童扶養手当法第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号に定める給付</u></p> <p>37 略</p>

&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第146号	所 管	消防局予防課
件 名	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について				
<b>内 容</b>					
<p>1 改正理由</p> <p>屋外で行う祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の不特定多数の者が集合する催し(以下「屋外祭礼等」という。)において防火管理制度を運用するため、屋外祭礼等のうち、大規模なものであって、火災発生時の危険性が高いと認めて消防署長が指定するものについて、主催する者が負う義務を明確にし、屋外祭礼等の指定に係る手続き等を定める必要があることから、本条例の一部を改正し、規定の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 屋外祭礼等の指定(第52条の2関係)</p> <p>消防署長は、屋外祭礼等のうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、「指定屋外祭礼等」として指定すること等、消防署長が行う屋外祭礼等の指定に係る手続きについて定める。</p> <p>(2) 指定屋外祭礼等に係る防火管理(第52条の3関係)</p> <p>指定屋外祭礼等を主催する者の義務として、防火担当者を定めて火災予防に関する計画を作成させ、その計画に基づく業務を行わせることを定めるとともに、作成された計画については、指定屋外祭礼等を開催する日の14日前までに消防署長へ提出することを定める。</p> <p>(3) 罰則(第60条関係)</p> <p>指定屋外祭礼等に係る防火管理制度の実効性を担保するため、火災予防に関する計画の提出を怠った者に対し、30万円以下の罰金に処する旨の罰則を定める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成27年3月1日とする。ただし、施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する屋外祭礼等については、本件改正内容を適用しない。</p>					

尼崎市火災予防条例

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 省略</p> <p><u>第6章 避難管理等（第45条 - 第52条）</u></p> <p><u>第6章の2 屋外祭礼等に係る防火管理（第52条の2・第52条の3）</u></p> <p><u>第7章 雑則（第52条の4 - 第59条）</u></p> <p>第8章 省略</p> <p>付則</p> <p>（放電加工機）</p> <p>第11条の2 放電加工機（加工液として<u>危険物（法第2条第7項に規定する危険物をいう。以下同じ。）</u>を用いるものに限る。以下同じ。）の構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を<u>停止させることができる装置</u>を設けること。</p> <p>(2) 加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を<u>停止させることができる装置</u>を設けること。</p> <p>(3) 工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を<u>停止させることができる装置</u>を設けること。</p> <p>(4) 加工液に着火した場合において、自動的に<u>消火</u>することができる装置を設けること。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（化学実験室等）</p> <p>第28条 化学実験室、薬局等において危険物_____</p> <p>_____その他これに類する物品を貯蔵</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 省略</p> <p><u>第6章 避難管理等（第45条 - 第52条）</u></p> <p>_____</p> <p><u>第7章 雑則（第52条の2 - 第59条）</u></p> <p>第8章 省略</p> <p>付則</p> <p>（放電加工機）</p> <p>第11条の2 放電加工機（加工液として_____法第2条第7項に規定する危険物_____を用いるものに限る。以下同じ。）の構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を<u>停止</u>_____できる装置を設けること。</p> <p>(2) 加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を<u>停止</u>_____できる装置を設けること。</p> <p>(3) 工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を<u>停止</u>_____できる装置を設けること。</p> <p>(4) 加工液に着火した場合において、自動的に<u>消火</u>_____できる装置を設けること。</p> <p>2・3 省略</p> <p>（化学実験室等）</p> <p>第28条 化学実験室、薬局等において危険物_____</p> <p><u>（法第2条第7項に規定する危険物をいう。以下同じ。）</u>その他これに類する物品を貯蔵</p>

し、又は取り扱う場合においては、第31条、第32条の2第1項第2号から第16号まで及び第2項第1号並びに第32条の4第1項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

第6章の2 屋外祭礼等に係る防火管理  
(屋外祭礼等の指定)

第52条の2 消防署長は、屋外において行われる祭礼等(以下「屋外祭礼等」という。)のうち大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、使用される対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定屋外祭礼等として指定するものとする。

2 消防署長は、前項の規定により指定屋外祭礼等を指定しようとするときは、あらかじめ、その屋外祭礼等を主催する者の意見を聴かななければならない。ただし、当該者から同項の規定による指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防署長は、第1項の規定により指定屋外祭礼等を指定したときは、遅滞なく、その旨を、その指定を受けた屋外祭礼等を主催する者に通知し、かつ、公示しなければならない。  
(指定屋外祭礼等に係る防火管理)

第52条の3 指定屋外祭礼等を主催する者は、前条第1項の規定による指定があったときは、速やかに、防火担当者を定め、当該防火担当者に対し、当該指定屋外祭礼等に係る火災予防に関する計画で次の各号に掲げる事項が記載されたもの(以下「指定屋外祭礼等火災予防計画」という。)を作成させるとともに、当該指定屋外祭礼等火災予防計画に基づく業務を行わせなければならない。

し、又は取り扱う場合においては、第31条、第32条の2第1項第2号から第16号まで及び第2項第1号並びに第32条の4第1項の規定に準じて貯蔵し、又は取り扱うほか、火災予防上必要な措置を講じなければならない。

<p>(1) <u>火災予防に関する業務の実施体制に関すること。</u></p> <p>(2) <u>対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いに関すること。</u></p> <p>(3) <u>対象火気器具等が使用され、又は危険物が取り扱われる露店等（露店、屋台その他これらに類するものをいう。以下同じ。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</u></p> <p>(4) <u>対象火気器具等を使用する場合における消火準備に関すること。</u></p> <p>(5) <u>火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な事項</u></p> <p><u>2 指定屋外祭礼等を主催する者は、当該指定屋外祭礼等を開催する日（2日以上の期間にわたって開催される指定屋外祭礼等にあつては、当該期間の初日）の14日前の日（同日以後に前条第1項の規定による指定があつた場合は、消防署長が指定する日）までに、指定屋外祭礼等火災予防計画を消防署長に提出しなければならない。</u></p> <p>（放火の防止）</p> <p><u>第52条の4 省略</u></p> <p>（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第56条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 祭礼等における露店等_____</p> <p>（_____対象火気器具等を使用するものに限る。）の開設</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>（罰則）</p> <p>第60条 次の各号のいずれかに該当する者</p>	<p>（放火の防止）</p> <p><u>第52条の2 省略</u></p> <p>（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）</p> <p>第56条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 祭礼等における露店等（露店、屋台その他これらに類するものをいう。以下同じ。）</p> <p>（<u>令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等を使用するものに限る。</u>）の開設</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>（罰則）</p> <p>第60条 次の各号のいずれかに該当する者</p>
--	--



<p>は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>第52条の3第2項の規定に違反して、指定屋外祭礼等火災予防計画を提出しなかった者</u></p> <p>第61条 <u>法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して <u>同条の</u> <u>罰金刑</u> を科する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 <u>法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</u></p>	<p>は、300,000円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>第61条 <u>法人</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の代表者_____又</p> <p>は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条に係る罰金刑を科する。<u>ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。</u></p>
--	--



&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第147号	所 管	介護保険事業担当 高齢介護課
件 名	尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が施行され、介護保険法の一部が改正された。この改正により、中核市等は、指定居宅介護支援事業及び地域包括支援センター等の人員及び運営の基準等（以下「基準等」という。）について、厚生労働省令で定める「従うべき基準」、「参酌すべき基準」を基に条例で定めることとされていることから、この省令の基準を基本としつつ、本市の実情等に鑑み、基準等を定めるため、本条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業等の人員及び運営の基準について</p> <p>厚生労働省令に定める人員配置、安全の確保、秘密保持等の「従うべき基準」を規定するとともに、「参酌すべき基準」のうち、記録の保存年限、利用者に対する虐待防止、暴力団等の参入又は影響の排除等について本市独自の基準を規定する。</p> <p>(2) 地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準（人員等）</p> <p>一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者数が、おおむね3,000人以上6,000人未満の場合は国の基準どおりとし、おおむね6,000人以上の場合は、国の基準に準じて、おおむね2,000人未満ごとに対して1人ずつ職員を加配する旨を規定する。また、「参酌すべき基準」のうち、記録の保存年限、暴力団等の参入又は影響の排除等について本市独自の基準を規定する。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成27年4月1日</p>					

尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例

改正後	現 行
<p>(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第8項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。</p> <p>3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所（以下「指定居宅サービス事業所等」という。）</p>	<p>(指定居宅サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 法第42条第1項第2号の条例で定める基準並びに法第74条第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項から第8項までに規定するもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p> <p>2 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供しなければならない。</p> <p>3 指定居宅サービス事業者及びその指定居宅サービスの事業を行う事業所の管理者並びに基準該当居宅サービスの事業を行う者及び当該事業を行う事業所の管理者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。</p> <p>4 指定居宅サービスの事業を行う事業所及び基準該当居宅サービスの事業を行う事業所（以下「指定居宅サービス事業所等」という。）</p>

<p>は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の支配を受けてはならない。</p> <p>5 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）による評価の結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>6 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業員の計画的な育成に<u>努めなければならない</u>。</p> <p>7 指定居宅サービス事業所等の従業員は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。</p> <p>8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業員に周知される体制を整備すること。</p> <p>(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従</p>	<p>は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等（以下「暴力団等」という。）の支配を受けてはならない。</p> <p>5 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）による評価の結果を公表するよう努めなければならない。</p> <p>6 指定居宅サービス事業者等は、省令の規定（規則で定めるものに限る。）に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画をその指定居宅サービス事業所等の従業員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該従業員の計画的な育成に努めるものとする。</p> <p>7 指定居宅サービス事業所等の従業員は、利用者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第5項第1号イからホまでに掲げる行為をしてはならない。</p> <p>8 指定居宅サービス事業者等は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。</p> <p>(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実がその指定居宅サービス事業所等の管理者に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該指定居宅サービス事業所等の従業員に周知される体制を整備すること。</p> <p>(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及びその指定居宅サービス事業所等の従</p>
---	--

業者に対して研修を行うこと。

(平25条例14・一部改正)

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の  
基準)

第4条 法第47条第1項第1号の条例で定め  
る基準並びに法第81条第1項の条例で定め  
る員数及び同条第2項の条例で定める基準  
は、次項及び第3項に規定するもののほか、  
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に  
関する基準(平成11年厚生省令第38号。  
以下この条において「省令」という。)に定め  
る基準(当該基準の特例として定められてい  
る基準がある場合には、その基準を含む。)の  
とおりとする。この場合において、省令第2  
9条第2項(省令第30条において準用する  
場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5  
年間」とする。

2 介護支援専門員(省令第2条第1項に規定  
する介護支援専門員をいう。)は、省令第13  
条第8号(同条第15号及び省令第30条に  
おいて準用する場合を含む。)の規定により居  
宅サービス計画の原案を作成するに当たって  
は、利用者の意向を尊重しなければならない。

3 前条第3項から第8項までの規定は、指定  
居宅介護支援の事業及び基準該当居宅介護支  
援の事業について準用する。この場合におい  
て、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備  
及び運営の基準)

第5条 法第54条第1項第2号の条例で定め  
る基準並びに法第115条の4第1項の条例  
で定める基準及び員数並びに同条第2項の条  
例で定める基準は、次項に規定するもののほ  
か、指定介護予防サービス等の事業の人員、  
設備及び運営並びに指定介護予防サービス等  
に係る介護予防のための効果的な支援の方法

業者に対して研修を行うこと。

(平25条例14・一部改正)

(指定介護予防サービスの事業等の人員、設備  
及び運営の基準)

第4条 法第54条第1項第2号の条例で定め  
る基準並びに法第115条の4第1項の条例  
で定める基準及び員数並びに同条第2項の条  
例で定める基準は、次項に規定するもののほ  
か、指定介護予防サービス等の事業の人員、  
設備及び運営並びに指定介護予防サービス等  
に係る介護予防のための効果的な支援の方法

に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第2項から第8項までの規定は、指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準）

第6条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準（以下「基準該当介護予防支援事業基準」という。）並びに法第115条の24第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準（以下「指定介護予防支援事業基準」という。）は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第28条第2項（省令第32条において準用する場合を含む。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 第3条第3項から第8項まで及び第4条第2項の規定は、指定介護予防支援の事業及び基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替え

に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

- 2 前条第2項から第8項までの規定は、指定介護予防サービスの事業及び基準該当介護予防サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る基準該当介護予防支援事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定介護予防支援事業基準のとおりとする。

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第7条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第8条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第9条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第10条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定

(法第70条第2項第1号の条例で定める者)

第5条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第126条の4の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第6条 法第78条の2第1項(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める数は、29以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第7条 法第78条の2第4項第1号(法第78条の12において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第131条の10の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)

第8条 法第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準(以下これらを「指定地域密着型サービス事業基準」という。)は、次項及び第3項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下この条において「省令」という。)に定め



める基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は、指定地域密着型サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

（法第79条第2項第1号の条例で定める者）

第11条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、施行規則第132条の3の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

（法第86条第1項の条例で定める数）

第12条 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、30以上とする。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準）

第13条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イ

る基準（省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。）（人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令の規定（記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。）中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項から第8項までの規定は、指定地域密着型サービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、法第78条の2第1項の規定による市長の指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所が本市の区域外にある場合における当該事業所に係る指定地域密着型サービス事業基準は、当該事業所の存する市町村が定める指定地域密着型サービス事業基準のとおりとする。

（法第86条第1項の条例で定める数）

第9条 法第86条第1項（法第86条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める数は、30以上とする。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準）

第10条 法第88条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（省令第1条の2第2項及び第3条第1項第1号イ

ただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。) (人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。) のとおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準)

第14条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

ただし書に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第3条第1項第1号イ中「1人」とあるのは「1人(市長がやむを得ない事情があると認める場合は、4人以下)」と、省令第37条第2項(省令第49条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は指定介護老人福祉施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(介護老人保健施設の人員、設備及び運営の基準)

第11条 法第97条第1項の条例で定める施設、同条第2項の条例で定める員数及び同条第3項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令第38条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は介護老人保健施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は介護老人保健施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

<p>(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)</p> <p>第15条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、<u>施行規則第140条の17の2</u>に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。</p> <p>(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)</p> <p>第16条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、<u>施行規則第140条の27の2</u>に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第17条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p> <p>2 第3条第2項から第8項まで及び<u>第10条第3項</u>の規定は、指定地域密着型介護予防サ</p>	<p>(法第115条の2第2項第1号の条例で定める者)</p> <p>第12条 法第115条の2第2項第1号(法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の17の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。</p> <p>(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)</p> <p>第13条 法第115条の12第2項第1号(法第115条の21において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の27の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。</p> <p>(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準)</p> <p>第14条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第3条第1項に規定する基準を除く。以下この条において「人員等基準」という。)(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。この場合において、省令の規定(記録の保存期間に係る規定として規則で定めるものに限る。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。</p> <p>2 第3条第2項から第8項まで及び第8条第3項の規定は、指定地域密着型介護予防サ</p>
--	--

ービスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第18条 法第115条の22第2項第1号

(法第115条の31において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、施行規則第140条の34の2に規定する基準による者で、暴力団等でないものとする。

(地域包括支援センターの職員等の基準)

第19条 法第115条の46第4項の条例で

定める基準は、次項から第4項までに規定するもののほか、施行規則第140条の66に規定する基準(同条第1号に規定する基準を除く。以下この条において「実施基準」という。)(実施基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

2 地域包括支援センター(以下この条において「センター」という。)の設置者は、センターごとに、専らその職務に従事する常勤の職員で次の各号に掲げるものを、原則として別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる基準に従って置かなければならない。

(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する保健師その他これに準ずる者

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第1項に規定する社会福祉士その他これに準ずる者

(3) 主任介護支援専門員(施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者

3 センターの設置者は、センターにおける包括的支援事業に関する記録(市長が別に定め

ビスの事業について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

るものに限る。)を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

4 第3条第3項の規定はセンターの設置者について、同条第4項の規定はセンターについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準)

第20条 旧法第110条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成24年厚生労働省令第10号)第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下「人員等基準」という。)

(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとす。この場合において、省令第36条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とす。

2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は指定介護療養型医療施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行す

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準)

第15条 旧法第110条第1項の条例で定める員数及び同条第2項の条例で定める基準は、次項に規定するもののほか、改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成24年厚生労働省令第10号)第1条の規定による廃止前の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号。以下「省令」という。)に定める基準(省令第1条の2第2項に規定する基準を除く。以下「人員等基準」という。)

(人員等基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとす。この場合において、省令第36条第2項(省令第50条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とす。

2 第3条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は指定介護療養型医療施設の設置者について、同条第4項及び第7項の規定は指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月7日条例第14号)

この条例は、平成25年7月1日から施行す

る。

別表

<u>センターが担当する区域内に居住する第1号被保険者の人数</u>	<u>人員配置基準</u>
<u>おおむね3,000人以上6,000人未満</u>	<u>第19条第2項第1号から第3号までに掲げる者(以下「保健師等」という。)のそれぞれ1人</u>
<u>おおむね6,000人以上8,000人未満</u>	<u>保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちいずれか1人</u>
<u>おおむね8,000人以上10,000人未満</u>	<u>保健師等のそれぞれ1人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人</u>
<u>おおむね10,000人以上12,000人未満</u>	<u>保健師等のそれぞれ2人</u>
<u>おおむね12,000人以上14,000人未満</u>	<u>保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちいずれか1人</u>
<u>おおむね14,000人以上16,000人未満</u>	<u>保健師等のそれぞれ2人及び保健師等のうちの2者のそれぞれ1人</u>

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

る。

&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第148号	所 管	健康増進課
件 名	尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例を廃止する条例について				
内 容					
1	<p>廃止理由</p> <p>児童福祉法第21条の5の規定により、本市が行う小児慢性特定疾患の治療方法の研究その他必要な研究に資する事業の実施に必要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会（以下「協議会」という。）を設置している。今般、児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）の制定により、同様の所掌事項を担う小児慢性特定疾病審査会の設置が義務付けられたため、協議会の設置は不要となり、当該条例を廃止するもの。</p>				
2	<p>現行規定内容</p> <p>児童福祉法第21条の5の規定により、本市が行う小児慢性特定疾患の治療方法の研究その他必要な研究に資する事業の実施に必要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として設置している協議会の設置、組織、委員の任期等について。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成27年1月1日</p>				

## 尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会条例

### 現 行

#### (設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の規定により本市が行う小児慢性特定疾患（同条に規定する厚生労働大臣が定める慢性疾患をいう。以下同じ。）の治療方法の研究その他必要な研究に資する事業の実施に必要な事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市小児慢性特定疾患対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

#### (組織)

第2条 協議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、小児慢性特定疾患に関し専門的知識を有する医師のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

#### (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

#### (会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

#### (招集)

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

#### (会議)

第6条 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

#### (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。



&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第149号	所 管	国保年金管理担当												
件 名	尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について																
<b>内 容</b>																	
<p>1 改正理由</p> <p>国において、産科医療補償制度の見直し及び出産費用の動向を勘案して、出産育児一時金の支給基準額について、産科医療補償制度の掛金相当分が3万円から1.6万円に減額される一方、一時金本体の額が39万円から40.4万円に増額改正されることを受け、尼崎市国民健康保険運営協議会から出された「本市国民健康保険においても国に合わせた支給を行うこと」という答申を踏まえ規定の整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>平成27年1月1日から出産育児一時金の支給額を39万円から40.4万円に改正する（産科医療補償制度の対象となる場合は、現行どおり42万円）。</p> <p>(参考)</p> <p>出産育児一時金の給付額（出生児1児あたりの額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現在の支給額</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出産育児一時金本体</td> <td>39.0万円</td> <td>40.4万円</td> </tr> <tr> <td>産科医療補償制度掛金</td> <td>3.0万円</td> <td>1.6万円</td> </tr> <tr> <td>合 計 (※)</td> <td>42.0万円</td> <td>42.0万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 産科医療補償制度に加入している医療機関での出産の場合</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成27年1月1日</p>							現在の支給額	改正案	出産育児一時金本体	39.0万円	40.4万円	産科医療補償制度掛金	3.0万円	1.6万円	合 計 (※)	42.0万円	42.0万円
	現在の支給額	改正案															
出産育児一時金本体	39.0万円	40.4万円															
産科医療補償制度掛金	3.0万円	1.6万円															
合 計 (※)	42.0万円	42.0万円															

尼崎市国民健康保険条例

改正後	現 行
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>404,000円</u>(規則で定める場合には、420,000円)を支給する。</p> <p>2 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例(以下「改正後の条例」という。)第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>390,000円</u>(規則で定める場合には、420,000円)を支給する。</p> <p>2 略</p>

&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第150号	所 管	経済活性化対策課
件 名	尼崎市企業立地促進条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>現行の尼崎市企業立地促進条例が平成27年3月31日に失効する規定となっていることから、引き続き市内における企業立地を促進するために同条例の失効日を延長するとともに、尼崎市産業振興基本条例の理念である、産業の振興、起業の促進、雇用就労の維持創出を踏まえ、また、従業員の市内居住促進なども考慮し、中小企業者や研究開発機関への支援及び雇用就労の維持創出に向けた支援の充実を柱に一部見直しを行うことから、本条例の一部を改正する。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 奨励措置方法の変更</p> <p>① 不均一課税による固定資産税等の軽減措置から、税相当額を補助金交付する方法に改める。</p> <p>② 2分の1相当額を税控除する不均一課税を3年間行う方法から、1年分税相当額を翌年度に一括での補助金交付に改める。</p> <p>(2) 中小企業者に対する利用条件の緩和</p> <p>① 設備更新への制度適用</p> <p>② 事業投資額要件の緩和（1億円→3千万円）</p> <p>③ 常勤従業員数要件の緩和（10人→4人）</p> <p>(3) 研究開発機関に対する常勤従業員数要件の緩和（50人→10人）</p> <p>(4) 流通加工系企業への制度適用</p> <p>(5) 常勤従業員が市外から移住した際の補助</p> <p>(6) 複数の事業者（親会社及び子会社）が一体となって事業を行う場合の制度適用</p> <p>(7) 条例期限を平成30年3月31日まで3年間延長する</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成27年4月1日</p> <p>ただし、条例の有効期限を延長する改正については公布の日</p>					

尼崎市企業立地促進条例

改正後	現 行
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>本市内</u>における企業立地を促進するため<u>奨励金を支給すること</u>により、本市産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって本市地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (1) 略</p> <p>(2) 企業立地 <u>別表第1</u>に定める事業（以下「対象事業」という。）を営むため、会社等が<u>本市内</u>（工場その他これに類するものを設置して製造業を営む場合にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域又は準工業地域（規則で定める区域を除く。）内）において、固定資産（<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。</u>）のうち、家屋を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又は償却資産を取得し、若しくは賃借して、<u>次のいずれかに掲げる行為（貨物運送を行う事業、倉庫業又は卸売業（以下「貨物運送事業等」という。）を営む場合にあつては、アに掲げる行為に限る）を行うこと</u>をいう。</p> <p>ア 事業所の新設又は拡張</p> <p>イ 事業所の設備の新設、増設又は更新（<u>中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）以外の会社等にあつては、新たに対象事業を営むことを目的とするもの</u>その他規則で定めるものに限る。）</p> <p>(企業立地事業計画の認定等)</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>市内</u>における企業立地を促進するため<u>地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による市税の不均一の課税を行うこと</u>により、本市産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって本市地域経済の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 (1) 略</p> <p>(2) 企業立地 <u>別表</u>に定める事業（以下「対象事業」という。）を営むため、会社等が<u>市内</u>（工場その他これに類するものを設置して製造業を営む場合にあつては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域、工業地域又は準工業地域（規則で定める区域を除く。）内）において、固定資産（<u>地方税法第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。</u>）のうち、家屋を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又は償却資産を取得し、若しくは賃借して、<u>次に掲げる行為</u>を行うことをいう。</p> <p>ア 事業所の新設又は拡張</p> <p>イ 事業所の設備の新設、増設又は更新（<u>新たに対象事業を営むことを目的とするもの</u>その他規則で定めるものに限る。）</p> <p>(企業立地事業計画の認定等)</p>

第3条 第1号及び第2号に掲げる要件を備える会社等で第3号から第5号までに掲げる要件を備える企業立地を行おうとするものは、第6条の規定による奨励金の支給を受けようとするときは、当該企業立地に係る計画（以下「企業立地事業計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その認定を受けなければならない。

(1) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 企業立地事業計画に基づく次に掲げる固定資産の取得等に要する費用の額の合計額（本市内に事業所を有している会社等が、公共事業の施行に伴いその損失の補償を受けて当該事業所に係る家屋を除却する場合において、その除却前に当該事業所において営んでいた対象事業と同一の対象事業に係る企業立地を行おうとするときは、当該合計額から当該補償として当該公共事業を施行する者から支払われる額を控除した額）が10億円（中小企業者にあつては、3,000万円）以上であること。

ア 土地又は償却資産の取得

イ 家屋の取得、新築又は増築

(4) 事業所において常時使用する従業員（以下「常勤従業員」という。）について次に掲げる要件を備えていること。

ア 認定の申請の際現に本市内に事業所を有していない会社等が新たに対象事業を

第3条 次の各号に掲げる要件を備える企業立地を行おうとする会社等が第6条に規定する固定資産税等の不均一課税の措置を受けようとするときは、当該企業立地に係る計画（以下「企業立地事業計画」という。）を作成し、規則で定めるところにより、これを市長に提出して、その認定を受けなければならない。

(1) 企業立地事業計画に基づく次に掲げる固定資産の取得等に要する費用の額の合計額（市内に事業所を有する会社等が、公共事業の施行に伴いその損失の補償を受けて当該事業所に係る家屋を除却する場合において、その除却前に当該事業所において営んでいた対象事業と同一の対象事業に係る企業立地を行おうとするときは、当該合計額から当該補償として当該公共事業を施行する者から支払われる額を控除した額）が10億円（中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）にあつては、1億円（土地に地上権（地代の支払をするものに限る。）又は賃借権を設定する場合にあつては、5,000万円）以上であること。

ア 土地又は償却資産の取得

イ 家屋の取得、新築又は増築

(2) 事業所において常時使用する従業員（以下「常勤従業員」という。）の人数が次に掲げる要件を備えていること。

ア 認定の申請の際現に市内に事業所を有しない会社等が新たに対象事業を営むた

<p>営むために<u>本市内に事業所を新設する場合</u>にあつては、<u>対象事業を開始する日</u>における当該事業所の常勤従業員の人数が別表第2の左欄に掲げる事業所の区分及び同表の右欄に掲げる会社等の区分に応じ、それぞれ同表に定める人数以上であること。</p> <p>イ 認定の申請の際現に本市内に事業所を有している会社等が前条第2号ア又はイに掲げる行為を行う場合にあつては、<u>対象事業を開始する日</u>において市内に存する事業所における常勤従業員の合計人数が認定の申請の際現に市内に存する事業所における常勤従業員の合計人数（その数が別表第2の左欄に掲げる事業所の区分及び同表の右欄に掲げる会社等の区分に応じ、それぞれ同表に定める人数を下回るときは、当該人数）を下回らないこと。</p> <p>ウ 会社等が<u>対象事業を開始する日</u>において新たに<u>事業所の常勤従業員</u>を雇用する場合にあつては、当該常勤従業員に占める本市内に居住する者の割合が3分の1（<u>貨物運送事業等を営む場合にあつては、2分の1</u>）以上であること。</p> <p>(5) <u>貨物運送事業等を営む場合にあつては、事業所の常勤従業員の人数の当該事業所の延べ床面積に対する割合が150分の1以上であること。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、<u>当該申請をした会社等が同項第1号及び第2号に掲げる要件を備え、かつ、その企業立地事業計画が、同項第3号から第5号までに掲げる要件を備えるとともに、次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定を行うもの</u></p>	<p>めに事業所を新設する場合にあつては、<u>事業を開始する日</u>における当該事業所の常勤従業員の人数が<u>50人（中小企業者にあつては、10人。イにおいて同じ。）</u>以上であること。</p> <p>イ 認定の申請の際現に<u>市内に事業所を有する会社等</u>が前条第2号ア又はイに掲げる行為を行う場合にあつては、<u>事業を開始する日</u>において市内に存する事業所における常勤従業員の合計人数が認定の申請の際現に市内に存する事業所における常勤従業員の合計人数（その数が<u>50人</u>を下回るときは、<u>50人</u>）を下回らないこと。</p> <p>ウ 会社等が<u>事業を開始する日</u>において新たに常勤従業員を雇用する場合にあつては、当該常勤従業員に占める<u>市内に</u>居住する者の割合が3分の1以上であること。</p> <p><u>(3) 市税を滞納していないこと。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、その企業立地事業計画が<u>同項各号</u>に掲げる要件を備え、かつ、次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定を行うものとする。</p>
--	---

とする。

(1)～(3) 略

4 前項の規定による認定（以下「企業立地認定」という。）を受けた会社等（以下「認定事業者」という。）は、規則で定める期間内に当該企業立地認定を受けた企業立地事業計画（以下「認定事業計画」という。）に基づく企業立地に係る対象事業（以下「認定事業」という。）を開始しなければならない。

（認定事業計画の変更）

第4条 略

（認定事業者の地位の承継）

第5条 略

（奨励金の支給）

第6条 市長は、認定事業者に対し、予算の範囲内で、次に掲げる奨励金の区分に応じ、当該号に定める額の奨励金を支給することができる。

(1) 企業立地奨励金 次に掲げる額の合計額

ア 認定事業者がその認定事業計画に基づいて取得し、新築し、若しくは増築した家屋（以下「認定事業用家屋」という。）又は取得した償却資産で当該認定事業者が所有し、かつ、その認定事業の用に供するものに対して課される固定資産税（増築した家屋にあっては、その増築部分の評価額に対応する部分に限る。）で、当該認定事業者が当該認定事業用家屋又は償却資産を所有することとなった日（以下アにおいて「取得日」という。）の属する年の翌年の1月1日（当該取得日が1月1日である場合は、同日）を賦課期日とするものの額に相当する額

イ 認定事業者が認定事業用家屋で当該認定事業者が所有し、かつ、その認定事業

(1)～(3) 略

4 前項の認定（以下「企業立地認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、規則で定める期間内に当該企業立地認定を受けた企業立地事業計画（以下「認定事業計画」という。）に基づく企業立地に係る対象事業（以下「認定事業」という。）を開始しなければならない。

（認定事業計画の変更）

第4条 略

（認定事業者の地位の承継）

第5条 略

（固定資産税等の不均一課税）

第6条

認定事業者が認定事業計画に基づいて取得し、新築し、若しくは増築した家屋又は取得した償却資産であって、認定事業者が所有し、かつ、当該認定事業の用に供するものに対して課する固定資産税の額は、当該家屋又は償却資産を所有することとなった日の属する年の翌年の1月1日（当該日が1月1日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度から3年度分の固定資産税に限り、尼崎市市税条例（昭和25年尼崎市条例第61号。以下「市税条例」という。）の規定を適用して算定された当該家屋又は償却資産に係る固定資産税額（増築した家屋にあっては、当該増築部分の評価額に対応する部分に限る。）の2分の1に相当する額を当該家屋又は償却資産に係る固定資産税額から控除した額とする。

2 認定事業者が認定事業計画に基づいて取得し、新築し、又は増築した家屋であって、認

<p><u>の用に供するものに対して課される都市計画税（増築した家屋にあつては、その増築部分の評価額に対応する部分に限る。）で、当該認定事業者が当該認定事業用家屋を所有することとなった日（以下イにおいて「取得日」という。）の属する年の翌年の1月1日（当該取得日が1月1日である場合は、同日）を賦課期日とするものの額に相当する額</u></p>	<p><u>定事業者が所有し、かつ、当該認定事業の用に供するものに対して課する都市計画税の額は、当該家屋を所有することとなった日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分の都市計画税に限り、市税条例の規定を適用して算定された当該家屋に係る都市計画税額（増築した家屋にあつては、当該増築部分の評価額に対応する部分に限る。）の2分の1に相当する額を当該家屋に係る都市計画税額から控除した額とする。</u></p>
<p><u>(2) 従業員市内居住奨励金 次に掲げる額の合計額</u></p> <p><u>ア 認定事業に係る事業所における常勤従業員（当該認定事業に係る第3条第1項の規定による認定の申請があつた日から当該認定事業が開始された日から起算して2年を経過する日（以下「転入期限」という。）までの間に本市外から本市内への転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。）（以下「市内転入」という。）をした者で、当該市内転入をした日から引き続き1年以上本市内に住所を有しているものに限る。以下「新規転入従業員」という。）の属する世帯（新規転入従業員と生計を同じくしている者の集まりをいう。イにおいて同じ。）の数に5万円を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 新規転入従業員で市内転入をした日から転入期限までの間に本市内において住宅（新規転入従業員が取得し、又は新築したものに限り。）に居住することとなったものの属する世帯の数に5万円を乗じて得た額</u></p>	<p><u>（固定資産税等の不均一課税に係る申告）</u></p>
<p><u>（削る）</u></p>	<p><u>第7条 前条の規定の適用を受けようとする認定事業者は、規則で定めるところにより、認定事業計画に基づく家屋又は償却資産の取得</u></p>



<p>(認定事業の開始の届出)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(認定事業の休止又は廃止の届出)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(企業立地認定の取消し等)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(1) <u>偽りその他不正の手段により企業立地認定を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>第3条第1項第1号又は第2号に掲げる要件のいずれかを欠いているとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前2項の規定により企業立地認定を取り消した場合において、その取消し前に<u>第6条の規定により支給した奨励金</u>について、当該取消しの<u>効力が及ぶ範囲を限定</u>することができる。</p> <p>4 市長は、<u>第1項の規定により企業立地認定を取り消したときは、当該企業立地認定を受けていた会社等に対し、第6条の規定により支給した奨励金(その取消しの効力が及ぶ範囲に限る。)</u>の額の範囲内で規則で定める額の返還を命ずることができる。</p> <p>(認定事業者の責務)</p> <p><u>第10条</u> 認定事業者は、認定事業に係る事業所において従業員を雇用しようとするとき(<u>第3条第1項第4号ウに規定する場合を除く。)</u>は、<u>本市内に住所を有する者を雇用</u>するよう努めるとともに、地域社会の構成員と</p>	<p><u>等に関する事項その他の規則で定める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(認定事業の開始の届出)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(認定事業の休止又は廃止の届出)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(企業立地認定の取消し等)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、前2項の規定により企業立地認定を取り消した場合において、その取消し前に<u>行われた第6条の規定に基づく固定資産税及び都市計画税の軽減措置</u>について、当該取消しの<u>効力の及ぶ範囲を限定</u>することができる。</p> <p>4 市長は、<u>第1項第3号に該当することを理由に同項の規定により企業立地認定を取り消したときは、当該企業立地認定を受けていた会社等に対し、第6条の規定により固定資産税及び都市計画税の軽減を受けていた期間内において同条の規定により控除された額の合計額の範囲内で規則で定める額を支払わせる</u>ことができる。</p> <p>(認定事業者の責務)</p> <p><u>第11条</u> 認定事業者は、認定事業に係る事業所において従業員を雇用しようとするとき(<u>第3条第1項第2号ウに規定する場合を除く。)</u>は、<u>市内に住所を有する者を雇用</u>するよう努めるとともに、地域社会の構成員とし</p>
---	--

して、参画及び協働の理念に基づき、その発展に協力するよう努めなければならない。

2 認定事業者は、通算して5年以上認定事業に係る事業所において製造、研究、開発、物品の集配又は保管、卸売等（以下「製造等」という。）を行わなければならない。ただし、災害、倒産（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項第1号に規定する倒産をいう。）その他やむを得ない事由により通算して5年以上製造等を行うことが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

3 略

（報告）

第11条 略

（調査）

第12条 略

（共同企業体に関する特例）

第13条 会社等及び当該会社等と規則で定める資本関係を有する会社等により構成される団体でその結成を市長に届け出たもの（以下「共同企業体」という。）については、当該共同企業体を会社等と、規則で定める要件を備える共同企業体を中小企業者とみなして、第2条から前条まで、別表第1及び別表第2の規定を適用する。この場合において、第2条第1号中「がその」とあるのは「で共同企業体（第13条第1項に規定する共同企業体をいう。次号、次条第1項、第3項及び第4項、第9条第4項並びに別表第2において同じ。）を構成するもの（以下「構成企業」という。）がその」と、同条第2号中「会社等が」とあるのは「構成企業が」と、「次」とあるのは「当該構成企業により構成される共同企業体の他の構成企業が次」と、同号イ中「中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「第13

て、参画及び協働の理念に基づき、その発展に協力するよう努めなければならない。

2 認定事業者は、通算して5年以上認定事業に係る事業所において製造、研究、開発等（以下「製造等」という。）を行わなければならない。ただし、災害、倒産（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項第1号に規定する倒産をいう。）その他やむを得ない事由により通算して5年以上製造等を行うことが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

3 略

（報告）

第12条 略

（調査）

第13条 略

条第1項に規定する規則で定める要件を備える共同企業体（次条第1項第3号及び別表第2において「中小共同企業体」という。）と、「会社等」とあるのは「共同企業体の構成企業」と、第3条第1項中「会社等で」とあるのは「会社等により構成される共同企業体で」と、同項第3号中「会社等が、」とあるのは「構成企業が」と、「前に」とあるのは「前に当該構成企業が」と、「行おう」とあるのは「当該構成企業により構成される共同企業体が行おう」と、「中小企業者」とあるのは「中小共同企業体」と、同項第4号ア中「現に」とあるのは「現にその構成企業がいずれも」と、「会社等が」とあるのは「場合において、これらの構成企業のいずれかが」と、「場合にあつては」とあるのは「ときは」と、「会社等の」とあるのは「共同企業体の」と、同号イ中「現に」とあるのは「現にその構成企業のいずれかが」と、「会社等が」とあるのは「場合において、これらの構成企業のいずれかが」と、「場合にあつては」とあるのは「ときは」と、「会社等の」とあるのは「共同企業体の」と、同号ウ中「会社等」とあるのは「その構成企業」と、同条第3項中「会社等が」とあるのは「共同企業体の構成企業が」と、同項第3号中「会社等」とあるのは「構成企業」と、同条第4項中「会社等」とあるのは「共同企業体」と、「いう。）は」とあるのは「いう。）の構成企業（対象事業を行う会社等に限る。）は」と、第6条第1号ア中「がその」とあるのは「の構成企業がその」と、「当該認定事業者」とあるのは「当該構成企業」と、同号イ中「が認定事業用家屋」とあるのは「の構成企業が認定事業用家屋」と、「当該認定事業者」とあるのは「当該構成企業」と、第9条第1項第2号中「第3条第1項第1号」とあるのは「その構成企業が第3条第1項第1号」と、同項第4号中

「第3条第4項」とあるのは「その構成企業（認定事業を行う会社等に限る。次号及び次条において同じ。）が第3条第4項」と、同項第5号中「次条第2項」とあるのは「その構成企業が次条第2項」と、同条第4項中「会社等」とあるのは「共同企業体及びその構成企業」と、第10条中「認定事業者」とあるのは「認定事業者の構成企業」と、別表第2中「会社等」とあるのは「共同企業体」と、「中小企業者」とあるのは「中小共同企業体」とする。

2 市長は、共同企業体が認定事業者（会社等に限る。以下この項において同じ。）及び他の会社等を構成員として結成され、かつ、当該認定事業者が事業譲渡、分割等の事由により当該他の会社等に対しその認定事業計画に基づく企業立地に係る固定資産又はその認定事業のいずれか一方を承継させた場合において、当該他の会社等が第3条第1項第1号及び第2号に掲げる要件を備えていると認めるときは、当該共同企業体を認定事業者とみなして、前項の規定の例により第4条から前条までの規定を適用することができる。

(委任)

第14条 略

付 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成30年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。

別表第1

分野	事業
医療・福祉関連分野	医療・福祉関連機器、医薬品、保健機能食品等の研究、開発又は製造を行う事業
情報通信関連分野	情報通信関連機器及び製品の研究、開発又は製造を行う

(委任)

第14条 略

付 則

(施行期日)

1 略

(この条例の失効)

2 この条例は、平成27年3月31日（以下「失効日」という。）限り、その効力を失う。

別表

分野	事業
医療・福祉関連分野	医療・福祉関連機器、医薬品、保健機能食品等の研究、開発又は製造を行う事業
情報通信関連分野	情報通信関連機器及び製品の研究、開発又は製造を行う

	事業		事業
製造技術関連分野	<p>1 情報通信システムと融合化した高度生産システム等の新製造システムの研究、開発又は製造を行う事業</p> <p>2 ファインセラミックス等の新素材・新材料及びこれらを応用した製品の研究、開発又は製造を行う事業</p> <p>3 マイクロマシン等に利用される新機構技術・高度加工技術の研究又は開発及びこれらを応用した製品の研究、開発又は製造を行う事業</p>	製造技術関連分野	<p>1 情報通信システムと融合化した高度生産システム等の新製造システムの研究、開発又は製造を行う事業</p> <p>2 ファインセラミックス等の新素材・新材料及びこれらを応用した製品の研究、開発又は製造を行う事業</p> <p>3 マイクロマシン等に利用される新機構技術・高度加工技術の研究又は開発及びこれらを応用した製品の研究、開発又は製造を行う事業</p>
環境・エネルギー関連分野	環境関連機器、環境調和型製品及び燃料電池等の新エネルギー・省エネルギー関連機器の研究、開発又は製造を行う事業	環境・エネルギー関連分野	環境関連機器、環境調和型製品及び燃料電池等の新エネルギー・省エネルギー関連機器の研究、開発又は製造を行う事業
バイオテクノロジー関連分野	バイオテクノロジーを応用した製品の研究、開発又は製造を行う事業	バイオテクノロジー関連分野	バイオテクノロジーを応用した製品の研究、開発又は製造を行う事業
ビジネス支援関連分野	情報サービス業、エンジニアリング業、デザイン業及び人材育成業	ビジネス支援関連分野	情報サービス業、エンジニアリング業、デザイン業及び人材育成業
上記の製造業以外の製造業		上記以外の製造業	
貨物運送を行う事業、倉庫業及び卸売業（就労機会の創出に資すると市長が認めるものに限る。）			
別表第2			
事業所	会社等		
	中小企業者以外の会社等	中小企業者	

1 研究又は開発を 行う事業所(次項に 掲げる事業所を除 く。)	10人	4人	
2 貨物運送事業等 を営むための事業 所	100人	20人	
3 前2項に掲げる 事業所以外の事業 所	50人	4人	

&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第151号	所 管	交通局経営企画課 下水道部経営企画課
件 名	尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例及び尼崎市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)の施行に伴い、補助金等をもって取得した資産に係るみなし償却制度が廃止され、当該条例第5条に規定の資本剰余金の処分を行うことができなくなったため、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容 第5条を削る。				
3	施行期日 公布の日				

尼崎市自動車運送事業の設置等に関する条例

改正後	現 行
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(資本剰余金の処分)</u>  <u>第5条 法第32条第3項の規定による資本剰余金の処分は、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したことにより生じた損失をうめる場合に行うことができる。</u></p>



尼崎市下水道事業の設置等に関する条例

改正後	現 行
<p><u>(削る)</u></p> <p>(会計事務の処理)</p> <p>第5条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。</p>	<p><u>(資本剰余金の処分)</u></p> <p>第5条 法第32条第3項の規定による資本剰余金の処分は、資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したことにより生じた損失をうめる場合に行うことができる。</p> <p>(会計事務の処理)</p> <p>第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他の会計事務に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。</p>



&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第152号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約について（立花西小学校給食室棟改築等工事）				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市七松町2丁目27番23号 株式会社オカモト・コンストラクション・システム 代表取締役 岡本 征夫				
2	契約金額 214,790,400円（※ 金額は消費税等相当額8%を含む。）				
3	契約の方法 一般競争入札（制限付）				
4	開札年月日 平成26年10月17日				
5	工事内容 給食室棟改築工事 鉄骨造り 平屋建て 1棟 敷地面積 20,444.58平方メートル 建築面積 459.43平方メートル 延べ面積 495.81平方メートル 既存校舎等解体工事（東棟、給食室棟等） 既存校舎改修工事（南棟等） 屋外付帯工事（グラウンド整備、外構等）				
6	工期 契約締結の日から300日間				



&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第153号	所 管	青少年課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立青少年いこいの家）				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市立青少年いこいの家 兵庫県川辺郡猪名川町万善字東山6番地の1				
2	指定管理者 尼崎市西長洲町1丁目4番1号 尼崎市スポーツ振興事業団・イオンディライト共同体 代表者 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団 理事長 村山 保夫				
3	指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 平成26年8月1日から9月5日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。				
5	応募団体 2団体				
6	選定理由 尼崎市スポーツ振興事業団・イオンディライト共同体は、選定委員会において設けた4区分の選定基準①「市民の平等な利用が確保されるものであるか」、②「いこいの家の効用を最大限に発揮させるものであるか」、③「いこいの家の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、④「いこいの家の管理を安定して行う能力を有しているものであるか」において、総合的に最もすぐれた評価を得たことにより、青少年いこいの家の指定管理者として最適であると判断した。				

応募者一覧

	法人等の名称	代表者名	所在地	
1	株式会社 ケントク	代表取締役社長 森 芳昭	大阪市北区豊崎4丁目11番7号	
2	尼崎市スポーツ振興事業団・イオンディライト共同体			
	代表団体	公益財団法人尼崎市 スポーツ振興事業団	理事長 村山 保夫	尼崎市西長洲町1丁目4番1号
	構成団体	イオンディライト株 式会社	代表取締役 中山 一平	大阪市中央区南船場2丁目3番2号

&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第154号	所 管	協働・男女参画課
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立女性・勤労婦人センター）				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市立女性・勤労婦人センター 尼崎市南武庫之荘3丁目36番1号				
2	指定管理者 尼崎市潮江3丁目4番18号 特定非営利活動法人男女共同参画ネット尼崎 理事長 川本 ミハル				
3	指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 平成26年8月1日から8月29日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。				
5	応募団体 2団体				
6	選定理由 特定非営利活動法人男女共同参画ネット尼崎は、選定委員会において設けた4区分の選定基準①「市民の平等な利用が確保されるものであるか」、②「女性センターの効用を最大限に発揮させるものであるか」、③「女性センターの管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、④「女性センターの管理を安定して行う能力を有しているものであるか」において、総合的に最もすぐれた評価を得たことにより、女性センターの指定管理者として最適であると判断した。				

応募者一覧

	団体の名称	代表者名	所在地
1	特定非営利活動法人 女性と仕事研究所	代表理事 諸田 智美	大阪市北区堂島浜1丁目4番 17号
2	特定非営利活動法人 男女共同参画ネット尼 崎	理事長 川本 ミハル	尼崎市潮江3丁目4番18号



&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第155号	所 管	園田地域振興センター
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立園田東会館）				
内 容					
1	施設名・所在地 尼崎市立園田東会館 尼崎市戸ノ内町2丁目9番1号				
2	指定管理者 大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史				
3	指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）				
4	選定方法 平成26年5月16日から6月30日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。				
5	応募団体 3団体				
6	選定理由 株式会社ハウスビルシステムは、選定委員会において設けた4区分の選定基準①「市民の平等な利用が確保されるものであるか」、②「会館の効用を最大限に発揮させるものであるか」、③「会館の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、④「会館の管理を安定して行う能力を有しているものであるか」において、総合的に最もすぐれた評価を得たことにより、園田東会館の指定管理者として最適であると判断した。				

応募者一覧

	団体の名称	代表者名	所在地
1	戸ノ内社会福祉連絡協議会 (オール戸ノ内会館管理共同 事業体＝戸ノ内社会福祉連絡 協議会、園田東社会福祉連絡 協議会、戸ノ内町北地区まち づくり協議会、戸ノ内町南地 区まちづくり協議会による共 同事業体)	会長 山口 昇次	尼崎市戸ノ内町2丁目6番8 号
2	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2 -1200号
3	特定非営利活動法人シンフォ ニー	理事 山崎 勲	尼崎市御園町5番地 尼崎土 井ビルディング2階C号室

&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第156号	所 管	総合センター担当
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立総合センター）				
内 容					
1 施設名・所在地・指定管理者					
	施設名	所在地	指定管理者		
	尼崎市立 上ノ島総合セ ンター本館	尼崎市南塚口町8 丁目7番25号	尼崎市南塚口町8丁目7番11号 社会福祉法人いきいきのびのび 理事 橋本 貴美男		
	尼崎市立 上ノ島総合セ ンター分館	尼崎市南塚口町8 丁目22番18号			
	尼崎市立 神崎総合セン ター分館	尼崎市神崎町14 番22号	尼崎市神崎町14番22号 特定非営利活動法人スマイルひろば 理事 田中 正三		
	尼崎市立 水堂総合セン ター本館	尼崎市水堂町2丁 目35番1号	尼崎市水堂町2丁目31番7-201号 水堂総合センター運営委員会 理事長 田村 孝		
	尼崎市立 水堂総合セン ター分館	尼崎市水堂町2丁 目34番21号			
	尼崎市立 今北総合セン ター	尼崎市西立花町3 丁目14番1号	尼崎市西立花町3丁目14番1号 特定非営利活動法人人権センター東今北 理事 豊島 俊彦		
	尼崎市立 南武庫之荘総 合センター	尼崎市南武庫之荘 11丁目6番15 号	尼崎市御園町5番地 尼崎土井ビルディング 2階C号室 特定非営利活動法人シンフォニー 理事 山崎 勲		
	尼崎市立 塚口総合セン ター	尼崎市塚口本町2 丁目28番11号	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号 株式会社ハウスビルシステム 代表取締役 坂下 芳史		
2 指定期間					
平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）					

### 3 選定方法

平成26年5月12日から6月30日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。

### 4 応募団体

尼崎市立上ノ島総合センター本館及び分館	1 団体
尼崎市立神崎総合センター分館	2 団体
尼崎市立水堂総合センター本館及び分館	3 団体
尼崎市立今北総合センター	1 団体
尼崎市立南武庫之荘総合センター	1 団体
尼崎市立塚口総合センター	2 団体

### 5 選定理由

各選定団体は、選定委員会において設けた4区分の選定基準①「市民の平等な利用が確保されるものであるか」、②「総合センターの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、③「総合センターの管理を安定して行う能力を有しているものであるか」、④「そのほか、設置目的を達成するために十分な能力を有しているか」において、総合的にすぐれた評価を得たことにより、総合センターの指定管理者として最適であると判断した。

応募者一覧

＜尼崎市立上ノ島総合センター本館及び尼崎市立上ノ島総合センター分館＞

	団体の名称	代表者名	所在地
1	社会福祉法人いきいきのびのび	理事 橋本 貴美男	尼崎市南塚口町8丁目7番11号

＜尼崎市立神崎総合センター分館＞

	団体の名称	代表者名	所在地
1	特定非営利活動法人スマイルひろば	理事 田中 正三	尼崎市神崎町14番22号
2	尼崎都市美化推進企業組合	代表理事 三嶋 俊一	尼崎市長洲西通2丁目8番30号

＜尼崎市立水堂総合センター本館及び尼崎市立水堂総合センター分館＞

	団体の名称	代表者名	所在地
1	水堂総合センター運営委員会	理事長 田村 孝	尼崎市水堂町2丁目31番7-201号
2	特定非営利活動法人シンフォニー	理事 山崎 勲	尼崎市御園町5番地 尼崎土井ビルディング2階C号室
3	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

＜尼崎市立今北総合センター＞

	団体の名称	代表者名	所在地
1	特定非営利活動法人人権センター東今北	理事 豊島 俊彦	尼崎市西立花町3丁目14番1号

＜尼崎市立南武庫之荘総合センター＞

	団体の名称	代表者名	所在地
1	特定非営利活動法人シンフォニー	理事 山崎 勲	尼崎市御園町5番地 尼崎土井ビルディング2階C号室

<尼崎市立塚口総合センター>

	団体の名称	代表者名	所在地
1	特定非営利活動法人シンフォニー	理事 山崎 勲	尼崎市御園町5番地 尼崎土井ビルディング2階C号室
2	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号

<平成26年12月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第157号	所 管	住宅管理担当
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）				
内 容					
1 提起理由 市営住宅の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるもの。					
2 当事者					
(1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美					
(2) 被告氏名及び滞納金額等（1名）					
氏 名		滞納月数	滞納金額		
[REDACTED]		12月	374,140円		





&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第158号	所 管	道路課												
件 名	市道路線の認定について																
内 容																	
<p>1 理由 道路法第8条第2項の規定により、市道路線を認定するため、議決を求めるもの。</p> <p>2 対象路線 (1) 認定しようとする路線</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>起 点 ~ 終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市道第844号線</td> <td>武庫豊町2丁目1-145 ~ 同1-157</td> </tr> <tr> <td>市道第845号線</td> <td>武庫豊町2丁目1-171 ~ 同1-159</td> </tr> <tr> <td>市道第846号線</td> <td>武庫豊町2丁目1-144 ~ 同1-170</td> </tr> <tr> <td>市道第847号線</td> <td>武庫豊町2丁目1-199 ~ 同1-211</td> </tr> <tr> <td>市道第848号線</td> <td>武庫豊町2丁目1-217 ~ 同1-222</td> </tr> </tbody> </table>						路 線 名	起 点 ~ 終 点	市道第844号線	武庫豊町2丁目1-145 ~ 同1-157	市道第845号線	武庫豊町2丁目1-171 ~ 同1-159	市道第846号線	武庫豊町2丁目1-144 ~ 同1-170	市道第847号線	武庫豊町2丁目1-199 ~ 同1-211	市道第848号線	武庫豊町2丁目1-217 ~ 同1-222
路 線 名	起 点 ~ 終 点																
市道第844号線	武庫豊町2丁目1-145 ~ 同1-157																
市道第845号線	武庫豊町2丁目1-171 ~ 同1-159																
市道第846号線	武庫豊町2丁目1-144 ~ 同1-170																
市道第847号線	武庫豊町2丁目1-199 ~ 同1-211																
市道第848号線	武庫豊町2丁目1-217 ~ 同1-222																



&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第159号	所 管	道路課
件 名	指定管理者の指定について（阪神尼崎駅前駐車場）				
内 容					
1	施設名・所在地 阪神尼崎駅前駐車場 尼崎市神田中通1丁目1番地				
2	指定管理者 東京都千代田区有楽町2丁目7番1号 タイムズ24株式会社 代表取締役 西川 光一				
3	指定期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで（3年間）				
4	選定方法 平成26年7月16日から7月29日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。				
5	応募団体      5団体				
6	選定理由 タイムズ24株式会社は、選定委員会において設けた4区分の選定基準①「市民の平等な利用が確保されるものであるか」、②「駐車場の効用を最大限に発揮させるものであるか」、③「駐車場の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、④「駐車場の管理を安定して行う能力を有しているものであるか」において、総合的に最もすぐれた評価を得たことにより、阪神尼崎駅前駐車場の指定管理者として最適であると判断した。				

応募者一覧

	法人の名称	代表者名	所在地
1	株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番 2-1200号
2	一般社団法人日本駐車場工学 研究会	代表理事 一瀬 哲雄	東京都港区新橋2-8-1
3	株式会社イチネンパーキング	代表取締役 黒田 和伸	大阪市淀川区西中島4丁目 10番6号
4	野里電気工業株式会社	代表取締役 告野 満彦	大阪市西淀川区柏里2丁目 4番1号
5	タイムズ24株式会社	代表取締役 西川 光一	東京都千代田区有楽町2丁 目7番1号

&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第160号	所 管	道路維持担当
件 名	和解及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について				
内 容					
1	理由 平成25年7月18日午後10時55分頃、市内武庫之荘9丁目32番28号先の道路で発生した人身事故について、和解に応じ、法律上本市の義務に属する損害賠償の額を決定する必要が生じたため。				
2	損害賠償の額 16,049,526円 (内訳) 治療費等、付添看護料、入通院交通費、入院雑費、休業補償費、慰謝料及び後遺障害慰謝料等				
3	相手方 [REDACTED]				
4	事故の概要 市道を自転車で走行していた相手方が、前方から走行して来た自動車を避けるため、当該道路の左端に寄って走行したところ、当該道路の中途において暗渠から開渠となり、かつ転落防止柵が設置されていない水路に転落し、非骨傷性脊髄損傷の傷害を負い、相手方に四肢不全麻痺等の後遺障害が残ったとして、本市に対し、相当額の損害賠償を求めているもの。				
5	過失割合 (本市の過失) 本件水路は、幅50センチ、深さ67センチ程度あり、転落の危険性があったにも関わらず、柵を設置する等の道路の安全対策を行っていなかったことが事故の原因となっているため、道路構造上に瑕疵があると判断され、市に国家賠償法第2条第1項による賠償責任が生じるものである。 (相手方の過失) 事故当時は、夜間であったが、道路照明が設置されており、道路状況は確認出来る状況であった。相手方が通行した道路付近の見通しは、良好であり対向車との接触を回避する際には、一旦停止させ対向車をやり過ぎるか、前方を注視していれば事故の発生は未然に防止できたが、これを怠ったという自転車の安全走行注意義務違反の過失がある。 以上のことから過去の事例や保険会社の意見等を勘案すると、本市の過失割合は3割であると判断される。				



&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第161号	所 管	放置自転車対策担当
件 名	指定管理者の指定について（尼崎市立自転車等駐車場）				
<b>内 容</b>					
1 施設名・所在地					
(1) 北西部地域					
ア	尼崎市立立花駅第1自転車駐車場	尼崎市西立花町1丁目			
イ	尼崎市立立花駅第2自転車駐車場	尼崎市立花町1丁目			
ウ	尼崎市立立花駅第3自転車駐車場	尼崎市七松町1丁目			
エ	尼崎市立立花駅第4自転車駐車場	尼崎市立花町1丁目			
オ	尼崎市立立花駅第5自転車駐車場	尼崎市立花町1丁目			
カ	尼崎市立立花駅第6自転車駐車場	尼崎市七松町2丁目			
キ	尼崎市立立花駅第7自転車駐車場	尼崎市立花町4丁目			
ク	尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場	尼崎市七松町1丁目			
ケ	尼崎市立武庫之荘駅第1自転車駐車場	尼崎市南武庫之荘1丁目			
(2) 北東部地域					
ア	尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場	尼崎市長洲本通1丁目			
イ	尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場	尼崎市潮江1丁目			
(3) 南部地域					
ア	尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場	尼崎市竹谷町2丁目			
2 指定管理者					
(1) 北西部地域					
尼崎市南塚口町4丁目1番44号					
尼崎中高年事業（株）・（公社）尼崎市シルバー人材センター共同事業体					
代表者 尼崎中高年事業株式会社					
代表取締役社長 村山 保夫					
(2) 北東部地域					
東京都中央区日本橋茅場町3丁目1番11号					
（公財）自転車駐車場整備センター・（株）駐輪サービス共同事業体					
代表者 公益財団法人自転車駐車場整備センター					
理事長 加藤 利男					
(3) 南部地域					
大阪市福島区海老江1丁目1番31号					
株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキエムズ共同事業体					
代表者 株式会社阪神ステーションネット					
代表取締役社長 小林 幹彦					

### 3 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで（5年間）

### 4 選定方法

平成26年8月18日から8月29日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。

### 5 応募団体

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 北西部地域 | 4団体 |
| (2) 北東部地域 | 3団体 |
| (3) 南部地域  | 3団体 |

### 6 選定理由

各選定団体は、選定委員会において設けた4区分の選定基準①「市民の平等な利用が確保されるものであるか」、②「駐車場の効用を最大限に発揮させるものであるか」、③「駐車場の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、④「駐車場の管理を安定して行う能力を有しているものであるか」において、総合的に最もすぐれた評価を得たことにより、自転車等駐車場の指定管理者として最適であると判断した。



応募者一覧

【北西部地域】

	法人の名称	代表者名	所在地
1	【グループの名称】 尼崎中高年事業（株）・（公社）尼崎市シルバー人材センター共同事業体		
	【代表団体】 尼崎中高年事業株式会社	代表取締役社長 村山 保夫	尼崎市南塚口町4丁目1番4 4号
	【構成団体】 公益社団法人尼崎市シルバー人材 センター	理事長 中嶋 千萬城	尼崎市東難波町5丁目19番 5号
2	【グループの名称】 尼崎都市美化推進企業組合・株式会社ハウスビルシステム・泉興業株式会社共同事業体		
	【代表団体】 尼崎都市美化推進企業組合	代表理事 三嶋 俊一	尼崎市長洲西通2丁目8番3 0号
	【構成団体】 株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2 -1200号
	【構成団体】 泉興業株式会社	代表取締役 泉原 保二	尼崎市東七松町1丁目15番 20号
3	サイカパーキング株式会社	代表取締役 片岡 勉	東京都中央区小網町7-2
4	ミディ総合管理株式会社	代表取締役社長 藤木 剛一	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁 目1番43号

【北東部地域】

	法人の名称	代表者名	所在地
1	【グループの名称】 尼崎都市美化推進企業組合・株式会社ハウスビルシステム・泉興業株式会社共同事業体		
	【代表団体】 尼崎都市美化推進企業組合	代表理事 三嶋 俊一	尼崎市長洲西通2丁目8番30号
	【構成団体】 株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
	【構成団体】 泉興業株式会社	代表取締役 泉原 保二	尼崎市東七松町1丁目15番20号
2	【グループの名称】 (公財) 自転車駐車場整備センター・(株) 駐輪サービス共同事業体		
	【代表団体】 公益財団法人自転車駐車場整備センター	理事長 加藤 利男	東京都中央区日本橋茅場町3丁目1番11号
	【構成団体】 株式会社駐輪サービス	代表取締役 白井 和夫	大阪市北区堂島浜2丁目1番9号古河大阪ビル西館3階
3	ミディ総合管理株式会社	代表取締役社長 藤木 剛一	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号

【南部地域】

	法人の名称	代表者名	所在地
1	【グループの名称】 尼崎都市美化推進企業組合・株式会社ハウスビルシステム・泉興業株式会社共同事業体		
	【代表団体】 尼崎都市美化推進企業組合	代表理事 三嶋 俊一	尼崎市長洲西通2丁目8番30号
	【構成団体】 株式会社ハウスビルシステム	代表取締役 坂下 芳史	大阪市北区梅田1丁目2番2-1200号
	【構成団体】 泉興業株式会社	代表取締役 泉原 保二	尼崎市東七松町1丁目15番20号
2	【グループの名称】 株式会社阪神ステーションネット・株式会社アーキエムズ共同事業体		
	【代表団体】 株式会社阪神ステーションネット	代表取締役社長 小林 幹彦	大阪市福島区海老江1丁目1番31号
	【構成団体】 株式会社アーキエムズ	代表取締役 村田 雅明	京都市中京区両替町通御池上る龍池町449番地1
3	ミディ総合管理株式会社	代表取締役社長 藤木 剛一	大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号

&lt;平成26年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第162号	所 管	水道局経営企画課
件 名	阪神水道企業団を組織する地方公共団体の数の増加及び同企業団規約の一部変更に関する協議について				
内 容					
1	<p>協議理由</p> <p>宝塚市を新たに阪神水道企業団の構成団体として加入させるため、同企業団を組織する地方公共団体の数を増加すること、及び同企業団の議員定数の再配分を行う等、同企業団規約の一部につき所要の変更を行うことについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議を行うため。</p>				
2	<p>協議内容</p> <p>(1) 企業団を組織する市及び議会の議員定数（第2条及び第6条） 企業団を組織する市に宝塚市を加え、議会の議員定数の再配分を行う。</p> <p>(2) 議員の選任方法及び任期（第7条及び第8条） 企業団議会議員の選任方法を変更し、企業団を組織する市の市議会議員から企業団議会議員を選出するものとする。</p> <p>(3) 運営協議会の設置（第15条の2） 企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、企業団を組織する市の長で構成する運営協議会を設置する。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>平成29年4月1日</p>				

阪神水道企業団規約

改正後	現 行
<p>第1条 略 (企業団を組織する市)</p> <p>第2条 企業団は、次の市をもって組織する。  <u>神戸市</u>  <u>尼崎市</u>  <u>西宮市</u>  <u>芦屋市</u>  <u>宝塚市</u></p> <p>第3条～第5条 略 (議会の議員の定数)</p> <p>第6条 議会の議員(以下「議員」という。)の定数は15人とし、企業団を組織する市から選出する議員の数は、次のとおりとする。  <u>神戸市 8人</u>  <u>尼崎市 3人</u>  <u>西宮市 2人</u>  <u>芦屋市 1人</u>  <u>宝塚市 1人</u>  <u>(議員の選任の方法)</u></p> <p><u>第7条 前条の企業団を組織する市から選出する議員は、それぞれの市議会においてその市議会議員のうちから選挙する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(議員の任期)</p> <p>第8条 議員の任期は、企業団を組織する市の議会の議員としての在職中とする。</p> <p>第9条～第15条 略 <u>(運営協議会の設置)</u></p>	<p>第1条 略 (企業団を組織する市)</p> <p>第2条 企業団は、次の市をもって組織する。  <u>神戸市</u>  <u>尼崎市</u>  <u>西宮市</u>  <u>芦屋市</u></p> <p>第3条～第5条 略 (議会の議員の定数)</p> <p>第6条 議会の議員(以下「議員」という。)の定数は15人とし、企業団を組織する市から選出する議員の数は、次のとおりとする。  <u>神戸市 8人</u>  <u>尼崎市 4人</u>  <u>西宮市 2人</u>  <u>芦屋市 1人</u>  <u>(議員の選任の方法)</u></p> <p><u>第7条 前条の規定により企業団を組織する市から選出する議員のうち、それぞれ1人は市長をもって充て、その他の議員は、それぞれの市議会においてその市議会議員のうちから選挙する。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、芦屋市にあっては、市長とその市議会との協議により、市長に替えて市議会においてその市議会議員のうちから選挙した者を議員とすることができる。</u></p> <p>(議員の任期)</p> <p>第8条 議員の任期は、<u>前条に規定する市長及び企業団を組織する市の議会の議員としての在職中とする。</u></p> <p>第9条～第15条 略</p>

<p>第15条の2 企業団の事務に関する特に重要な事項を協議するため、運営協議会を置く。</p> <p>2 運営協議会は、企業団を組織する市の長で構成する。</p> <p>3 運営協議会に管理者会を置く。</p> <p>4 運営協議会に必要な事項については、別に定める。</p> <p>第16条～第19条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規約は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>第16条～第19条 略</p>
---	--------------------

